

愛知県における指定通所介護事業所等で提供する 宿泊サービス事業の指針

第1 総則

1 目的

「愛知県における指定通所介護事業所等で提供する宿泊サービス事業の指針（以下「指針」という。）」は、愛知県が所管する指定通所介護事業所において、宿泊サービスを提供する場合における遵守すべき事項を定めることにより、当該宿泊サービスを利用する者の尊厳の保持及び安全確保を図ることを目的とする。

なお、愛知県所管以外の県内の指定通所介護事業所等（指定認知症対応型通所介護事業所及び指定介護予防認知症対応型通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、第1号通所事業を行う事業所を含む。）に関して、所管の市町村等において類似の指針等が定められていない場合は、この指針に準じて宿泊サービスを提供するよう努めることとする。

2 定義

（1）この指針において、「宿泊サービス」とは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第7項に規定する通所介護等（第8条第17項に規定する地域密着型通所介護、第8条第18項に規定する認知症対応型通所介護、第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護、第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業を含む。）の指定を受けた事業者が、当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に、次のいずれかの区画を使用して、当該指定通所介護事業所等の利用者に対し、必要な介護及び宿泊を伴うサービスを提供することをいう。

① 当該指定通所介護事業所等の設備の一部

② 当該指定通所介護事業所等と同一建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等（「他に用途が明確に定められていない部屋等」とは、老人福祉法（昭和38年7月法律第133号）第29条に規定する有料老人ホーム等他制度の区画として認められていない部屋等をいう。以下同じ。）

③ 当該指定通所介護事業所等と同一敷地内の別の建物内にあり、他に用途が明確に定められていない部屋等

（2）この指針における「宿泊サービス」は、第5で記載する有料老人ホーム等他法及び他制度に該当しないものを対象とする。

（3）この指針において、「宿泊サービス事業者」とは、宿泊サービスを提供する者をいう。

（4）この指針において、「宿泊サービス事業所」とは、宿泊サービスを提供する事業所をいう。

3 基本方針

（1）この指針で定める人員、設備及び運営に関する取扱いは、宿泊サービス事業者が宿泊サービスを提供する場合において最低限遵守すべき目安（ガイドライン）となるもので

あり、宿泊サービス事業者が、この指針で定める内容以上のサービスの質の向上を自主的に目指すことを望むものである。

- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話に係るサービス提供を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- (4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供するに当たり、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者等（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者及び法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターを含む。以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）と利用者に係る必要な情報を共有するなど必要な連携を行うこと。
- (5) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画等（介護予防サービス計画及び第1号介護予防支援事業におけるケアプランを含む。以下「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスの提供を希望する利用者に対し宿泊サービスを提供すること。

なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員等（指定介護予防支援事業者の担当職員（保健師その他の介護予防支援に関する知識を有する職員）及び地域包括支援センターの担当職員を含む。以下「介護支援専門員等」という。）により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービス（短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護等）の利用状況を勘案し、適切なアセスメント及びサービス担当者会議の開催等一連のプロセスを経たものでなければならないこと。

ただし、居宅サービス計画等に位置付けられていない宿泊サービスを利用者又は家族等からの要請を受けて緊急に行った場合は、事後に指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を行うこと。

【介護支援専門員等に対する留意事項】

指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類や、特定の事業者又は施設に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うこととされている。
--

介護支援専門員等が宿泊サービスを居宅サービス計画等に位置付けるに当たっては、利用者及び家族の希望、当該地域における類似の介護保険サービスの提供される体制を勘案した上で、実現可能な最も適切なサービスとして選定されたものであることに留意すること。

宿泊サービスを位置付けた居宅サービス計画等を作成した際は、原則、利用者の宿泊サービス利用前に宿泊サービス事業所に交付しなければならないこと。
--

- (6) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業の実施及び運営に当たっては、次のことを遵守すること。
 - ① 宿泊サービス事業所の防火安全対策を徹底するため、建築基準法（昭和25年法律

- 第201号)、消防法(昭和23年法律第186号)などの防火関係規定を遵守する。
- ② 労働環境整備の取組を推進するため、労働基準法(昭和22年法律第49号)等労働関係法令を遵守する。

4 宿泊サービスを提供する上での原則

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況又は利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供するものであり、その目的は次のいずれかに該当するものであること。
- ① 利用者の心身の機能の維持(回復)や孤立感の解消を図るものであること。
 - ② 利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図るものであること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の趣旨に鑑み、短期間の利用として宿泊サービスを提供すること。
- (3) 利用者のやむを得ない事情により連続した利用が予定される場合においては、指定居宅介護支援事業者等と密に連携を図った上で、次の日数の範囲で宿泊サービスを提供すること。
- ① 利用者に連続して宿泊サービスを提供する日数の上限は、原則30日とすること。
 - ② 利用者に宿泊サービスを提供する日数については、法第19条第1項に規定する要介護認定の有効期間又は同条第2項に規定する要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。

【介護支援専門員等に対する留意事項】

- ア 指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等は、居宅サービス計画等に位置付けた宿泊サービス提供期間を超えることとなる場合は、あらかじめ、宿泊サービス事業所と連絡調整を図り、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断するものであること。
- イ 連泊の上限日数である30日を超えることとなる場合は、実施状況の把握(モニタリング)を行い、利用者及び家族からの希望、宿泊サービス事業所からの意見を求め、専門的見地からの調整を行った上で、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断するものであること。
- ウ 居宅サービス計画等の作成に当たり、利用者に宿泊サービスを提供する日数が、(3)②の期間を超えることとなる場合であって、当該利用者の属する保険者(市町村)が、介護支援専門員等に事前相談を求める場合には、当該市町村とあらかじめ調整を行うものであること。
- エ 当該利用者の居宅生活が困難となり、当該事業所の宿泊の常態化が見込まれる場合は、介護保険施設等他の介護保険サービスの紹介、その他の便宜の提供を行うこと。

- (4) 宿泊サービス事業者は、指定通所介護等の適切な運営、サービス提供に支障を来さないようにすること。

第2 人員に関する指針

1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所ごとに置くべき従業者（以下「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は、次のとおりとすること。

- （1）宿泊サービス従業者については、宿泊サービスの提供を行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時、1以上配置すること。
- （2）宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。例えば、介護福祉士の資格を有する者又は実務者研修若しくは介護職員初任者研修の修了者などが考えられる。
- （3）夕食及び朝食時間等の繁忙時間帯においては、必要な員数を確保すること。
- （4）緊急時、非常災害時に対応するため宿直職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所ごとに責任者を定めること。

第3 設備に関する指針

1 利用定員

宿泊サービス事業所は、利用定員を当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2（2）①の指針を満たす範囲とすること。

2 設備及び備品等

（1）必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに宿泊サービスに必要なその他の設備及び備品等を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

なお、当該指定通所介護事業所等の設備及び備品等については、その運営に支障がない範囲で使用して差し支えない。

また、利用者が車椅子を使う場合においては、円滑に移動することが可能となるよう、段差の解消や廊下の幅の確保等、適切な空間と構造に配慮するものであること。

- （2）（1）に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の指針は、次のとおりとする。

① 宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1室当たり1人とすること。ただし、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合は、2人とすることができるものとすること。

イ 宿泊室の床面積は、1室当たり7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室（以下「多床室」

という。)を設ける場合、多床室の定員は4人以下とすること。

多床室の面積(利用者の宿泊サービス提供部分に係る床面積に限る。)を合計した面積は、次の面積以上とすること。

(宿泊サービスの利用定員数一個室の定員数)×7.43平方メートル

エ 多床室の構造は利用者のプライバシーが確保されたものとする。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具などにより利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要することではないこと。ただし、カーテンは認められないものである。

オ 利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、異性の利用者(男女)が同室で宿泊することがないように配慮すること。

【留意事項】

アからオまでに定める内容を著しく下回る行為、例えば、著しく狭隘な部屋等で多数の利用者を宿泊させる又は利用者のプライバシーが確保されていない状態でおむつ交換を行う等劣悪な環境で利用者を宿泊させる行為は、高齢者の尊厳保持の観点から極めて不適切であるだけでなく、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の高齢者虐待の定義に該当する可能性も考えられるところであるため、利用者の尊厳と権利擁護に配慮するよう努めること。

カ 必要に応じて、ブザー(ナースコール)又はこれに代わる設備を設けること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。特に、利用者及び従業員の生命又は身体の安全を確保し、火災事故の発生を防止するため、定員に対する要介護3以上の利用者の割合(以下「割合」という。)が半数以上の場合、スプリンクラー設備を確実に設置すること。

なお、割合が半数以上でない場合も、スプリンクラー設備を設置するよう努めること。消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置すること。

第4 運営に関する指針

1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業員の勤務体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に

対して提供すること。

3 宿泊サービスの運営取扱い

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者が法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合においては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。
- また、利用者が法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急かつやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならないこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急かつやむを得ない理由を記録すること。
- (5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

4 宿泊サービス計画の作成

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮して、当該利用者の家族及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

また、4日未満の利用であっても、反復的・継続的に利用することが予定されている利用者については、上記のとおり宿泊サービス計画を作成すること。

【留意事項】

宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。

宿泊サービス事業者は、計画の作成にあたっては、その内容を利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画書を利用者に交付すること。

なお、宿泊サービス計画は、指定通所介護等の個別サービス計画と明確に区分されていること。

5 介護

- (1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、家族及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と密接な連携を図り、利用者の心身の状況について十分に把握すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。
- (4) 宿泊サービス事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。
- (5) 宿泊サービス事業者は、(1) から (4) までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

6 食事

- (1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及びし好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、適切な場所で食事を摂ることを支援すること。

7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて家族、主治の医師及び指定居宅介護支援事業者等の担当介護支援専門員等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

9 緊急時等の対応

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡、又はあらかじめ協力医療機関を定めているときは協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を指定通所介護事業所等の運営規程とは別に定めておくこと。

なお、③の営業時間（サービス提供時間）については、指定通所介護等のサービス提供時間及び延長サービスを行う時間とは明確に区分すること。

また、利用者から⑤の利用料の支払を受ける場合は、指定通所介護等（延長サービスを含む。）の会計と宿泊サービスの会計は区分すること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ 営業日及び営業時間（サービス提供時間）
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービス内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

11 勤務体制の確保等

- （１）宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくこと。

原則として、月ごとの勤務表（以下「勤務表」という。）を指定通所介護事業所等の勤務表に準じて作成すること。

- （２）宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- （３）宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行わないこと。

13 非常災害対策

- （１）宿泊サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。
- （２）防火及び火災対策の更なる徹底を期すため、消防用設備の設置等については、消防署、建築担当部署等に必要に応じ指導又は助言を求めるよう努めること。

14 衛生管理等

- （１）宿泊サービス事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。

例えば、寝衣、布団カバー、敷布及び枕カバーは、利用者１人ごとに洗濯したものと取り替える等清潔に保持し、布団、枕、毛布類は、随時、日光にさらす等適当な方法により消毒を行うこと。

- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

15 掲示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、宿泊サービス責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。

16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得ておくこと。

17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとししないこと。

また、宿泊サービスは、介護保険給付の対象となる指定通所介護等とは別のサービスであることを明記すること。

18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1)の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録すること。

19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、指定通所介護事業所等の事故発生時の取扱いに準じて、必要な措置を講じること。
- また、市町村等への事故報告は、「介護保険サービス事業者における事故報告等発生時の報告の取扱いについて」(平成14年3月18日付13高福第500号愛知県健康福祉部長通知)に準じて取扱うこと。

【留意事項】

介護保険外事業であっても、要介護者（要支援者）の事故は、内容によっては、市町村が老人福祉法や高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき措置を講ずる必要が生じる可能性があるとともに、指定通所介護等の適切な運営、サービス提供に支障が及ぶ可能性もあることから、市町村への報告を求めるものである。

- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

20 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために愛知県及び市町村等が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うこと。

21 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備、備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次の①から⑤までに掲げる記録を整備し、その完結した日から5年間保存すること。
 - ① 2に定める具体的な宿泊サービス提供の内容等の記録
 - ② 3(4)に定める身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
 - ③ 4に定める宿泊サービス計画
 - ④ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
 - ⑤ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第5 届出及び公表

1 宿泊サービスを提供する場合の届出

- (1) 指定通所介護事業所等が指定通所介護等の提供以外の目的で、宿泊サービスを提供しようとする場合は、宿泊サービスの提供を開始する前に、別紙様式に基づき当該指定通所介護事業所等の指定権者に宿泊サービスの内容を届け出ること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) で届け出た内容に変更があった場合は、変更の事由が生じてから10日以内に別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービスを休止又は廃止する場合には、その休止又は廃止の日の1月前までに別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。また、休止した当該宿泊サービスを再開する場合には、再開する前に別紙様式に基づき指定権者に届け出ること。
- (4) 別紙様式は指定権者が定めるものを用いること。

2 情報公表

「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護事業所等以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」(平成27年4月30日老振発第0430第1号・老老発第0430第1号・老推発第0430第1号)第4の20(1)に準拠すること。

第6 他法及び他制度との関係

1 有料老人ホームとの関係

指定通所介護事業所等の設備以外を使用して宿泊サービスを提供している宿泊サービス事業所のうち、利用者1人以上の宿泊が常態化し、実質的に「居住」としていると認められる場合は、有料老人ホームに該当する可能性があるため、所管部署に相談し、有料老人ホームと認められた場合は、老人福祉法に基づく届出を行うこと。

2 基準該当短期入所生活介護との関係

指定通所介護事業所等の設備以外を使用して宿泊サービスを提供している宿泊サービス事業所のうち、基準該当短期入所生活介護事業所の基準に該当する可能性がある宿泊サービス事業所であって、保険給付の対象事業所になることを希望する宿泊サービス事業所は、市町村等に相談すること。

なお、基準該当短期入所生活介護の事業所登録及び保険給付の対象の有無は、市町村等の個別の判断によるものであることに留意すること。

3 旅館業法との関係

宿泊サービスは、本来の介護サービスの延長であり、それに付随して行われるものであることから、原則として旅館業法の適用を受けるものではない。

なお、宿泊サービス事業所であっても、当該指定通所介護事業所等の利用者以外の者を、宿泊料又は室料を受けて業として宿泊させる場合は、旅館業法の適用を受ける可能性があるため、当該事業所所在地を管轄する保健所に相談すること。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この指針は、平成31年1月1日から施行する。